

第3回公営企業会計決算特別委員会会議記録

日 時 令和3年9月22日(水曜日)

午前10時 0分 開議

場 所 水戸市議会 第4委員会室

午前11時47分 散会

付託事件

認定第2号

1 本日の会議に付した事件

(1) 認定第2号 令和2年度水戸市水道事業会計及び下水道事業会計決算認定について

2 出席委員(13名)

委員長	鈴木宣子君	副委員長	佐藤昭雄君
委員	滑川友理君	委員	土田記代美君
委員	田中真己君	委員	木本信太郎君
委員	田口文明君	委員	飯田正美君
委員	内藤丈男君	委員	栗原文隆君
委員	五十嵐博君	委員	安藏栄君
委員	田中米蔵君		

3 欠席委員(なし)

4 委員外議員出席者(なし)

5 説明のため出席した者の職、氏名

上下水道事業 管理者	荒井 宰君	上下水道局 水道部長	伊藤 俊夫君
水道部参事兼 水道総務課長	関谷 勇君	水道部参事兼 経理課長	梶山 哲君
水道部技監兼 給水課長	梶山 学君	水道整備課長	杉山 健一君
上下水道局 下水道部長	坪 貴之君	下水道管理課長	鬼澤 英一君
下水道整備課長	小田 博之君	下水道施設 管理事務所長	渡邊 基弘君

6 事務局職員出席者

法制調査係長	富岡 淳君	書記	大内 しおり君
書記	堀江 良君		

午前10時 0分 開議

○鈴木委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから第3回公営企業会計決算特別委員会を開会いたします。
議事に先立ちまして、島浄水管理事務所長が忌引のため欠席との連絡がありましたので御報告します。
それでは、これより議事に入ります。

通告に基づく質疑

○鈴木委員長 本日の日程は認定第2号であります。

それでは、昨日の委員会に引き続き、通告に基づく質疑を行ってまいります。

それでは、土田委員から発言を願います。

土田委員。

○土田委員 おはようございます。

通告に従いまして、質問いたします。

昨日の委員さんたちとかぶっている部分は省略しながら、進めさせていただきますので、よろしくお願ひ
します。

まず初めに、水道事業会計のほうからお願いします。

新型コロナウイルス感染拡大に伴う徴収猶予の状況についてお伺いしますけれども、これ、少し皆さんとかぶって
いたかと思いますが、まず、この頂いた資料では8ページになります。

まず、伺いたいのはこの猶予についてですけれども、申込期間が長くなったというのは分かったんですけ
れども、この猶予の仕組みというのは、どのぐらい猶予されて、次の徴収はどういうふうに始まるものでし
たか。

○鈴木委員長 梶山参事兼経理課長。

○梶山水道部参事兼経理課長 ただいまの土田委員の御質問にお答えをいたします。

支払い猶予につきましては、支払いが困難な方が水戸市に対しまして、猶予の申請を申請書でもって行っ
ていただくというような形になります。

猶予でございますので、減免とは若干異なります。猶予の申請書を受けた場合には、一応確認という意味
で、今回は猶予ですよということで、その期間が過ぎましたらば、水道料金等についてはお支払いをしてい
ただくこととなりますという御説明をさせていただいております。

したがいまして、猶予申請を出されても、水道料金を支払える場合、これについては通常どおりお支払い
をしていただいたほうが、後々水道料金がたまって、返済をしていただくということになってしまいますと、
かえって支払いが難しくなるような場合も想定できますので、一応私どもとしては、お支払いができない場
合は、督促等を行わずにおります。お支払いできる場合には、納付書等でお支払いしてくださいというよ
うな形にしております。

今度の9月末日をもって、現時点におきましては、この猶予の申請が終わるという予定になってございま
す。この猶予が終わりましたらば、各申請者に対しまして、今後どういった形での水道料金の納付が可能か

というようなことをお一人ずつお伺いしまして、納付の計画を立てていきたいと思っております。なお、先ほど申しましたように、可能な方はお支払いをしていただいたほうが良いと御説明をさせていただいております。全額支払っている方もおりますので、こういった方につきましては、制度が終わった旨、一応御連絡のほうをするという考えでございます。

○鈴木委員長 土田委員。

○土田委員 ありがとうございます。

そうすると、いつまで猶予しますよという決まりはないんですか、期間の決まりは特になくて。分かりました。それで、払えるようになったら、その分を払ってくださいという形なんですか。

○鈴木委員長 梶山課長。

○梶山水道部参事兼経理課長 ただいまの土田委員の御質問にお答えします。

猶予で期限がないということですが、一般的に滞納をなされる方に対しても、基本的には1年以内にその水道料金についてはお支払いをしてくださいというようなお願いをしております。ですから、今回におきましても、基本的には1年程度をめどに返せる範囲内で計画を立てていくということで、今、1年程度とは申しましたが、実際に支払える範囲の中において、お支払いをしていただくというようなものが前提でございますので、返済の納付についてきめ細かな相談をして、徴収のほうをお願いしていきたいというふうに考えてございます。

○鈴木委員長 土田委員。

○土田委員 ありがとうございます。

そうしますと、コロナウイルスの影響というのはまだまだ見通せないというか、立て直せない方も多いと思うので、おっしゃるように丁寧に寄り添いながらやっていただきたいと思っております。

もう1点、その資料に支払い猶予の内訳が出ていますけれども、令和2年度分と過年度分と大体同じぐらいの数字になって並んでいますけれども、これはどんな感じなのか説明をお願いします。

○鈴木委員長 梶山課長。

○梶山水道部参事兼経理課長 ただいまの土田委員の御質問にお答えをします。

まず、令和2年度分につきましては、308万899円、これにつきましては、猶予の申請書を出されて、私どもで受理をした以降に発生した部分がございます。先ほどから申しますように、一部お支払いをしている方もいますので、実際に猶予をしている金額をここに計上させていただいております。したがって、請求した猶予申請を出された方の調定額、全額ではございません。

過年度分につきましては、今まで料金のほうが滞っていた方も、やはり今まで滞っていて、やっぱり苦しいので少しずつ払っているけれども苦しいんだと、なので、猶予の申請を出したいというような方については、現年度、令和2年度分以外にまだ元年度前のお支払いをいただいている部分につきましてもあわせて猶予のほうをしておりますので、過年度分というような形で、ここに308万7,410円と記載をさせていただいているところでございます。

○鈴木委員長 土田委員。

○土田委員 ありがとうございます。

この質問についてはもう1点だけなんですけれども、ちょうどこの新型コロナウイルス感染症が始まった時期だったと思うんですけれども、他自治体では、手洗い、うがい、自炊などで水道使用量が増えることを想定されて、市民負担軽減ということで、水道料金を減免、減額したり、基本料金を無料化したりということをやられた自治体が結構あったんですけれども、水戸市においてはそれについては、何かこのときは検討されたんでしょうか。

○鈴木委員長 梶山課長。

○梶山水道部参事兼経理課長 ただいまの土田委員の御質問にお答えいたします。

まず、水道事業におきましては、水道料金収入で行うという独立採算の事業でございます。したがって、水道料金の減免措置を設けるといった場合には、その減免措置の実施に伴いまして発生いたします未収納の分の財源、これの代替の財源を確保しないと水道事業が行えなくなるというようなことが想定されます。

したがって、他自治体で行っておりますような減免措置、こういった場合には、代替の財源として、国の臨時交付金ですとかを活用できるというような旨の通知も国から発出されてはおりますが、市全体で考える中で、他の施策の有効性ですとか、あとは費用対効果、こういったものを検討しました結果、感染症の拡大の防止、それから、市民生活の安定化、それから地域経済の回復を柱とする支援策を重点的、効果的に行うということから、水道料金の減免につきましては見送ったというような経緯がございます。

○鈴木委員長 土田委員。

○土田委員 ありがとうございます。

そうすると、そこまでのお金は回ってこなかったということですね。

そしたら、次、2つ目の給水停止件数と停止基準について伺います。

頂いた資料は21ページです。資料を見させていただきまして、昨年度は少し給水停止に係る予告書を送られたりする方が少し減っているように見えるんですけれども、この減っている要因というか理由は。

○鈴木委員長 梶山課長。

○梶山水道部参事兼経理課長 ただいまの土田委員の御質問にお答えいたします。

今回、給水停止に係る件数が例年より少なかったというような御質問かと思いますが、これにつきましては、給水停止件数は、納付が滞る方を対象に行いますので、コロナの関係で相談件数のほうも、ちょっと厳しいんだという申出も多くて、申請書の提出までは至らなくても、ちょっとどうでしょうというような相談があれば、その部分につきましては、できるだけ支払っていただくというような形で、2か月に一度の請求になりますけれども、これを例えば毎月に半分ぐらいずつだったら、どうにか出せるよというような相談があれば、沿う形で細かく対応していますので、例年以上にこの納付に関する相談があって、給水停止に至る前までにうちのほうに御相談をいただくというような形が多かったものですから、件数が少なくなったというふうに私どもでは考えてございます。

○鈴木委員長 土田委員。

○土田委員 ありがとうございます。

そうすると、先ほどの猶予とか、そういうのも聞いていると考えて大丈夫ですね。ありがとうございます。

あと、もう1点、頂いた資料で、3月31日現在、164件停止中になっていますけれども、これ、今の

状況としてはどんな感じでしょうか。

○鈴木委員長 梶山課長。

○梶山水道部参事兼経理課長 ただいまの土田委員の御質問にお答えいたします。

この年度末における164件の給水停止の現在の状況につきましては、給水停止につきましては、先ほど言ったように料金のお支払いを一番私どもでは求めているところですが、納付相談とかを行って、ある程度払っていただけるといような見込みが立てば、給水停止のほうを解除するといような形を取ってございます。

実際問題としまして、この何件かについては、そのまま退去されている方もいまして、実際にそこにお住まいで、止められている方と、もうそこで無断で退去している方もいますので、この件数について、何件残っているかというのは、1件1件を詳細まで現在のところは確認は取っておりませんが、基本的にはお住まいになっている方については、水道については、改善されているというふうに考えています。

○鈴木委員長 土田委員。

○土田委員 ありがとうございます。

水道というのは、止められてしまうと、本当に生きていけないような大事なライフラインですので、引き続き丁寧に対応していただいて、このコロナの影響もあって困窮している世帯も多くあると思うので、丁寧に対応していただいて、水が止まって絶望してしまうという市民が出ないように頑張っていただきたいと思えます。

じゃ、次に、3番目の鉛管及び石綿管の布設替えの状況につきましては、昨日も御質問がありました。まず、資料5ページに鉛製給水管の資料を出していただきました。

1点だけお伺いします。昨日の質問の中で、大体年間3,100件を目標としてやられているとおっしゃっていました。残りが3万2,412件、そうすると、これ、年間3,100件だと10年ぐらいかかっちゃうのかなという数字かと思うんですけども、いずれこの解消は、令和4年100%を目指して解消したいということを2年前の委員会でおっしゃっていたかと思うんですけども、この解消のスピードと目標達成のめどというのはどんな感じになったのでしょうか。

○鈴木委員長 梶山技監兼給水課長。

○梶山水道部技監兼給水課長 ただいまの土田委員の御質問にお答えします。

令和4年の目標という形で事業を進めてまいりました。ですが、今までの解消状況、費用面も含めまして、非常に厳しいところがございます。計画の見直しをしながら、進めてまいりたいと考えております。

○鈴木委員長 土田委員。

○土田委員 分かりました。

そうすると、これから計画見直しをされるということでしょうか。

昨日も多々ありまして、大変なことだと思いますけれども、残り約3万2,000件、頑張っていただきたいと思えます。

もう1点、出していただきました資料の10ページになります。

こちらの石綿管についても、2年前にやはり令和4年、来年解消目標とおっしゃっていたかと思うんです

けれども、こちらについても進捗というか、目標達成の見込みは昨年度はどんな感じで進まれたんでしょうか。

○鈴木委員長 杉山水道整備課長。

○杉山水道整備課長 ただいまの土田委員の御質問にお答えします。

石綿管につきましては、10ページの表の真ん中の石綿管の令和2年度末、撤去延長683メートルを撤去いたしまして、石綿管の残存延長が2,177メートルとなっております。

今年度は、延長1,676メートルの計画をしております、令和3年度末の延長等を含めまして、令和4年度までの解消というのは達成できる見込みで進めております。

○鈴木委員長 土田委員。

○土田委員 ありがとうございます。

じゃ、次の質問にいきます。

次、漏水調査につきましても昨日多々ありましたので、この質問は割愛させていただきます。

次、災害時の対策についてですけれども、資料としては13ページに出していただきました。

災害時の応急給水体制につきましては、このような形でしっかりと準備はされているということは理解しておりますけれども、ちょうど令和元年の台風19号のときも、そのときも一生懸命に、うちのほうも水が来て助かりましたけれども、その後、あの大災害を受けて何か変更された点、工夫された点、体制などありましたら、少し教えてください。

○鈴木委員長 関谷参事兼水道総務課長。

○関谷水道部参事兼水道総務課長 土田委員の御質問にお答えいたします。

令和元年度の台風19号の影響によりまして、国田地区においては、水道管が破断したことから断水が発生したという事態がございました。それを踏まえまして、令和2年度におきましては、令和2年の5月になるんですが、隣接企業体であります那珂市さんのほうと緊急時における応急給水を目的といたしました緊急時相互応援協定というものを締結させていただいております。

実際その協定に基づく工事につきましては、今年度施工を行っているという状況でございます。こちらが完成いたしますと、また再度、国田地区において同様に被害が発生した場合など、その連絡管によって迅速な水道水を確保できるということと、さらには、水戸市と那珂市、両市間の相互応援協定によりまして緊急時の応援給水体制が図れるものと考えております。

○鈴木委員長 土田委員。

○土田委員 ありがとうございます。

それはよかったですと思います。ぜひ進めていただきたいと思います。

もう1点、コンボライフの設置には人手が必要だったりして、各地域で練習をしていたかと思うんですけども、この間、コロナウイルスでそういったことができなかつたのではないかと思いますけれども、あれはよく練習していないといざというときに大変というような話を2年前に御説明いただいたので、そこら辺の対応はどういうふうを考えていらっしゃるのでしょうか。

○鈴木委員長 関谷課長。

○関谷水道部参事兼水道総務課長 お答えいたします。

このコロナ禍ということで、2年度につきましては、自治体の自主訓練というのが行えていない状況でございます。そういった中、住民の方を対象とした訓練はできなかったんですが、職員向けとか、それから、実際災害時に協力をいただくことになっております水戸市管工事業協同組合さんのほうとの無線通信を活用した訓練を実施して、現在のところは対応しているところでございます。

○鈴木委員長 土田委員。

○土田委員 ありがとうございます。

次に、6番目、放射能濃度検査、原発事故損害補償金については、出していただきました資料の24ページと25ページになります。

まず、1つお聞きしたいのは、令和元年度に汚泥の放射性検査というのは年に1回やっていたらっしゃるんですか。

○鈴木委員長 関谷課長。

○関谷水道部参事兼水道総務課長 お答えいたします。

汚泥の放射性物質濃度の検査につきましては、開江と楮川浄水場でそれぞれ年1回行っております。

○鈴木委員長 土田委員。

○土田委員 ありがとうございます。

そうしますと、そんなに大きな数字ではないでしょうけれども、放射性セシウムは確実に出ておまして、これが増えたり減ったりするんだらうと思うんですが、最近報道されたように、福島原発事故の影響からこの検査をされているんですよね。そうしますと、福島のほうの処理機の屋根に穴が開いていたとか、何かいろいろ報道で風向きのこともあったりして、相変わらず、ときにより流れてくる可能性があるわけでありまして、しっかり検査をしていただきたいと思いますが、現状はこの数字で大丈夫と考えていいのでしょうか。

○鈴木委員長 関谷課長。

○関谷水道部参事兼水道総務課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

各浄水場から発生しました汚泥につきましては、再利用ということで記載もさせていただいていますが、その際の放射性セシウムの濃度というのは、1キログラム当たり8,000ベクレル以下と定められておりますので、現在、こちらで把握している数値に関しては問題はないというところで判断をしております。そういった点から再利用ということで、建設改良の原料として処理をさせていただいておるところでございます。

○鈴木委員長 土田委員。

○土田委員 ありがとうございます。

もう1点は25ページのほうで、笠原水源の放射性物質検査につきましては、令和元年度と2年度がその前に比べて少なくなっているのはどういう理由ですか。

○鈴木委員長 関谷課長。

○関谷水道部参事兼水道総務課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

令和元年度の請求額、それから令和2年度の請求額で若干金額に違いがございますが、この差額といいま

すのは、実際の令和2年度の請求というのは、令和元年度に行った検査の分を請求しております。

令和元年度につきましては、消費税が途中で改定になった関係で値上げがあった分がこの請求額のほうに表れているというところでございます。

失礼しました。平成30年度から令和元年度につきましては、検査回数が減ったということ……

〔発言する者あり〕

○鈴木委員長 梶山課長。

○梶山水道部技監兼給水課長 すみません、ただいまの土田委員の御質問にお答えいたします。

平成30年度と元年度の請求金額の差につきましては、笠原水源の水質検査の回数の対象の回数が変わってございます。検査については毎月1回、年12回実施をしているところですが、東電の補償のほうがか月に1回というような基準に変更になってございます。その兼ね合いで対象となる費用が変わっておりますので、請求する金額が低くなっているというところでございます。

○鈴木委員長 土田委員。

○土田委員 そうなんですか。分かりました。

毎月1回やっている分を東電さんからは3か月に1回分しかくれなくなったということですね。そうすると、その2か月分のお金はどうしているんですか。

○鈴木委員長 梶山課長。

○梶山水道部技監兼給水課長 ただいまの土田委員の御質問にお答えをいたします。

対象とならない検査費用につきましては、水道部のほうで笠原水源の水をお飲みになっている市民の方も多くいることから、市民の安全を確保するというので、私どもの水道部のほうの費用負担でもって実施をしているところでございます。

○鈴木委員長 土田委員。

○土田委員 ありがとうございます。よく分かりました。

そうしたら、こちらもまだまだ原発事故の影響というのはどうなるか分からない状況なので、しっかりと検査を続けて、市民に安心、安全な水道水を届けていただきたいと思います。

最後になります。

職員体制につきましては、頂いた資料23ページです。

前回、2年前ですけれども、お聞きした際には、若手の方が少し少ないのではないかとというようなところでお聞きしました。この点、少し増やされたのか、このバランスの状況について少し御説明をお願いします。

○鈴木委員長 関谷課長。

○関谷水道部参事兼水道総務課長 お答えをいたします。

今の御質問は、比率構成の見直しをされたかということかと思いますが、申し訳ありませんが、ちょっと把握しておりませんが、大きく枠を変えたりとか、例年のお伺いというか、そういったことは特段やっております。現状維持のままの構成ということとしております。

○鈴木委員長 土田委員。

○土田委員 分かりました。

技術的なこととか、経験とかそういうことが大変重要なお仕事だと思うので、若手の方をしっかりと育てていく機会が必要かと思うので、若手を育てるためには中堅の方も大事だと思いますし、そのバランスとこの経験や仕事の継承がうまくいくように頑張っていたきたいと思います。

あと、もう1点、この資料からは見えないんですけども、座席を見ると感じるんですけども、女性が全然いないのかなというイメージがあるんですけども、水道部の女性職員というのはどのくらいいらっしゃるのでしょうか。

○鈴木委員長 関谷課長。

○関谷水道部参事兼水道総務課長 お答えをいたします。

令和2年度の職員数ということになります。女性職員につきましては10名おります。内訳としましては、事務職員が9名で技術職員が1名ということになっております。

○鈴木委員長 土田委員。

○土田委員 ありがとうございます。

そうすると、114名のうちの10名というところかなり少ないかなと。もともと男性が多かった職場なんだろうけれども、技術者の女性の職員も1名いらっしゃるということですけども、これからの時代、1名と言わずに、女性が活躍できるような職場をつくることも考えていただきたいと思います。

じゃ、水道のほうは以上です。

次に、下水道事業会計のほうをお聞きします。

まず、最初に、普及率と整備率についてですけども、昨日も質問がありましたので、私のほうは1点だけお聞きします。

資料でいいますと1ページになると思いますけれども、整備の区域につきましては、随分、昔に決まった区域のままどんどん進めていらっしゃる中で、現状、うちの近くのほうもそうなんですけれども、これまで人があまり住んでいなかった林とか畑とか、そういうところに若い人たちの自宅が建っている地域が市内各地にあると思うんですけども、そういったところがこの計画にまだ組み込まれていない谷間になっていたりして、下水道の要望がありながら、なかなか前の計画が終わらないと次には行けないので、もう遠い先みたいなことを言われて、がっかりされている方が多い状況なんですけれども、この区域の見直し、現状にあわせての見直しとか、拡大とか、そういったことの検討は昨年度はされたのでしょうか。

○鈴木委員長 小田下水道整備課長。

○小田下水道整備課長 ただいまの土田委員の御質問にお答えします。

令和2年度においては、区域の見直しに向けた検討を始めたところです。

○鈴木委員長 土田委員。

○土田委員 ありがとうございます。

区域の検討を始めたられたということですよ。じゃ、今後は状況、市民の要望等を聞きながら進めていただきたいと思います。

じゃ、次は新型コロナ感染拡大に伴う徴収猶予の状況についてですけども、これは多分水道部さんの答えと変わらないかと思うんですけども、1点だけちょっと確認でお聞きしますけれども、10件少ないん

ですよね、件数で言うと。それは単純に下水道を引いていないおうちということなんでしょうか。

○鈴木委員長 鬼澤下水道管理課長。

○鬼澤下水道管理課長 ただいまの土田委員の御質問にお答えいたします。

水戸市ほぼ全域で水道は引かれていると思いますが、公共下水道は水戸市の市街化区域とその周辺ということですので、10件ほど水道よりも少ないということになってございます。

○鈴木委員長 土田委員。

○土田委員 ありがとうございます。分かりました。

あともう1個だけ、最初に頂いた資料の14ページ、15ページにやはりこれまでの料金を払っていない方の残っている使用料の表がありますけれども、これでちょっとお聞きしたいのは、この下水道料金を、この資料で見ると平成15年から払っていない方がこう並んでいますけれども、下水道料金の使用料、払っていないことについての時効というのは決まっているのでしょうか。

○鈴木委員長 鬼澤課長。

○鬼澤下水道管理課長 ただいまの土田委員の御質問にお答えいたします。

使用料の時効の話かと思うんですけれども、下水道使用料の時効につきましては5年ということで定められておりますが、滞納されている方に滞納額の確認を、承認をいただくことで時効の更新が可能ですので、それを活用しまして、時効5年を迎えて不納欠損とならないように、時効の更新を十分に活用して、滞納額の整理に努めているところでございます。

○鈴木委員長 土田委員。

○土田委員 ありがとうございます。分かりました。

こちらと同じく新型コロナウイルスの影響で、まだしばらく支払いが難しくなる家庭も多いかと思いますので、同様に丁寧な御対応をお願いしたいと思います。

じゃ、次、3番目に水洗化補助制度の実績と水洗化率の向上策について。

昨日も水洗化率、頂いた資料の1ページになると思いますが、多々質疑もありましたので、私は一つだけ、この水洗化率を向上させるための補助制度があるかと思うんですけれども、これの昨年度の状況、実績等々少し教えてください。

○鈴木委員長 小田課長。

○小田下水道整備課長 ただいまの土田委員の御質問にお答えします。

本市の水洗化補助制度としましては、公共下水道の供用開始後3年以内に自己用住宅の既設のくみ取トイレ、もしくは単独浄化槽によるトイレを下水道へ接続し、水洗トイレに改造する方に対し、水戸市水洗便所改造資金利子補給金を実施しております。

近年度、利子補給の実績としましては、昨今の低金利などの影響により、制度の利用はございません。今後、金利の上昇局面となれば、利子補給のメリットも大きくなり、制度に対する需要が高まるものと予想されることから、制度を継続し、引き続き市民への周知に努めてまいります。

○鈴木委員長 土田委員。

○土田委員 ありがとうございます。

利子補給だと何か全然メリットがないから、利用される方がないのではというのは、前々から考えられたかと思うんですけども、この接続を推進していくために、別の新たな制度を何がしか考えたとか、昨年度はあったのでしょうか。

○鈴木委員長 小田課長。

○小田下水道整備課長 ただいまの御質問にお答えします。

今後において新たに補助制度を設けることは、これまで継続していただいた方との公平性の面において、課題があることに加え、当該補助制度の財源は既に接続していただいている方からの使用料で賄うこととなり、使用者の皆様から納得をいただく上においても、課題があると考えております。

このようなことから、引き続き接続に関する相談に丁寧に対応するとともに、接続の促進活動を続けていくことで、水洗化率の向上に努めてまいります。

○鈴木委員長 土田委員。

○土田委員 ありがとうございます。

昨日の質疑の中でも9,000件訪問して、300件聞いてくれたみたいなのがあって、本当に大変な道のりかと思えますので、何がしかの工夫は必要なのではないかなと思いました。

じゃ、最後に、職員体制についてお聞きします。

12ページに資料を出していただきました。

まず、年齢構成のほうでいきますと、水道部さんよりもかなり30歳未満の方が少ない、若い方が少ないのかなという印象ですけれども、同じく経験とか、専門性が必要で、昨日の答弁からもいろいろ熟練の技が必要なお仕事かと思えますけれども、この世代間のバランスというか、継承がうまく回っているのかどうか、体制の状況についてお伺いします。

○鈴木委員長 鬼澤課長。

○鬼澤下水道管理課長 ただいまの土田委員の御質問にお答えいたします。

請求資料の12ページの中段の表でございますとおり、御指摘のとおり職員の年齢構成につきましては、多少のばらつきがございますが、現在の事業の運営や技術継承は円滑に行われていると考えております。

職員間における情報や技術の共有や伝達はもちろんですけれども、例年、日本下水道協会などでの研修に積極的に参加したり、あと、技術の継承や新しい技術の取得にも努めているところでございまして、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の関係で研修会の中止が相次いでしまったところなんですけれども、今後ともそういった研修には力を入れていきたいとは考えております。

その上で、年齢構成というのは、技術継承の重要な要素ともなりますので、今後とも支障が出ないように、採用計画及び人員配置につきましては、上下水道局において、綿密に調整を行ってまいりたいと思います。

○鈴木委員長 土田委員。

○土田委員 ありがとうございます。

あともう1点、私の印象で申し訳ないんですけども、仕事量に対して職員数57名というのは少し少ないのかなという感じがするんですけども、職員さんたちの時間外勤務とかの状況というのはどうでしょうか。

○鈴木委員長 鬼澤課長。

○鬼澤下水道管理課長 ただいまの土田委員の御質問にお答えいたします。

令和2年度の1人当たりの月平均時間外勤務時間数は10.4時間となっております、業務量は適切なものと考えてございます。

○鈴木委員長 土田委員。

○土田委員 分かりました。ありがとうございます。

もう1点だけ、同じく女性が少ない職場かなという印象ですけれども、女性の職員さんはどのくらいいらっしゃいますか。

○鈴木委員長 鬼澤課長。

○鬼澤下水道管理課長 ただいまの土田委員の御質問にお答えいたします。

下水道部57名ですが、女性職員はそのうち4名となっております。

○鈴木委員長 土田委員。

○土田委員 ありがとうございます。

やっぱり1割にも満たないという形で、今後、女性の活躍もできる職場になっていくといいなと思います。私のほうは以上です。

○鈴木委員長 それでは、土田委員の通告に関連する質疑があれば、発言を願います。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○鈴木委員長 よろしいですか。

以上で、土田委員の通告に関する質疑を終わらせていただきます。

次に、田中委員から発言を願います。

○田中委員 よろしくお願ひします。

通告はまず、水道事業会計ですけれども、1番の水道料金改定の、それから、1つ飛ばして、給水原価及び供給単価の推移、それから4番目の当年度純利益について関連するので、一まとめで質問させていただきたいと思います。

まず最初に、請求資料で頂いた11ページに料金改定の影響額というのが出ております。令和2年度は平均11%の水道料金の値上げ改定がありました。そのことによって、どれだけ収支に影響があつて、市民負担が増えたのかというところをまず聞きたいと思いますので、この請求資料11ページから御説明をお願いいたします。

○鈴木委員長 関谷課長。

○関谷水道部参事兼水道総務課長 田中委員の御質問にお答えをいたします。

提出しております資料の11ページ、料金改定の影響額ということで、どのぐらいの影響があつたかということの御質問ですが、こちらにつきましては、令和元年度と2年度の単純な比較ということになってしまっていますが、決算額におきましては、表の真ん中ですね、記載がございますとおり3億8,646万9,960円となっております。それが影響額というふうに考えております。

○鈴木委員長 田中委員。

○田中委員 前年度決算との比較でなかなか表れないのかなと思うんですけども、料金改定の議案が出たのが令和元年度の12月定例会でした。当時の執行部の説明ですと、影響額は約5億円という説明があったように記憶しております。

水道事業経営戦略というのも出ていますが、つまり、令和2年度の値上げしない場合の収入予測と値上げしたこの結果、決算の差というのはどうなっていますでしょうか。

○鈴木委員長 関谷課長。

○関谷水道部参事兼水道総務課長 ただいまの御質問にお答えをいたします。

委員さんから水道事業経営戦略というお話がありましたが、令和2年度から15年間ということで、まず令和16年度までの計画というものがございます。実際、その事業の展開に当たりましては、期間を5年ごとに区切りまして、まず最初の期間、こちらが令和2年から令和6年までの5年間となっております、その期間の中で、必要とされる事業費に投資しなくてはならない事業ということで、事業費がございまして、

その5年間で事業費を執行するに当たって回収しなければならない料金というのが、今回改定で11%上げていただいた額ということになるわけなんですけど、この11%の改定を行うことによりまして、結果としまして、5年間の中で24億7,000万円という増収が見込めるということを推計いたしまして、それを単純に5年で割り返しますと、1年間で約5億円という増収が見込まれるというところを御説明したかと思っております。

○鈴木委員長 田中委員。

○田中委員 分かりました。値上げしない場合とした場合の比較では約5億円の影響があったという説明でした。

それとの関連で、執行部で最初から出していただいている参考資料2ページに、給水原価と供給単価のグラフがございまして。表もありますが、この黒い帯が供給単価なんですけど、令和元年度までと比べまして、令和2年度は突出しているといいますか、急に上がっているという状況があります。一方で給水原価が下がっているんですね。これも値上げの影響と見てよいのか、その点、ちょっと御説明をお願いします。

○鈴木委員長 関谷課長。

○関谷水道部参事兼水道総務課長 ただいまの御質問にお答えをいたします。

供給単価がまず上がったという理由は、この左上の算式から水道料金のほうが値上げになりましたので、その結果、数字が上がったということになっていまして、大変失礼しました。

続いて、給水原価が、こちらが下がったという理由につきましては、同じくこの左上の給水原価を求める式がございましてけれども、この中で比較していきますと、まず、令和元年度と2年度につきましては、経常費用の部分で、2年度のほうはちょっと見込みより少なかった部分でございまして、あと、そこから差し引きます受託工事費、それから長期前受金戻入という、ここにつきましても元年度より若干少なくなっておりますので、その差引き分も少なくなっております、全体的に分子が減ったことによるといった理由からこの給水原価というものが下がったということになっております。

○鈴木委員長 田中委員。

○田中委員 分かりました。

私は、値上げが果たして必要だったのかという疑問を持ちながら、質問しているんですが、その関連で、この請求資料で、20ページにいわゆる純利益、平たく言えば黒字がどう推移してきているかということが5年で出ています。

この令和2年度は一番下段ですけれども、8億8,139万9,791円ということで、令和元年度と比べても5億円以上増えているわけです。5億3,000万円ぐらいだと思いますが。これも当然にそういう料金改定の影響というふうに考えてよいのか、この点、御説明をお願いしたいと思います。

○鈴木委員長 梶山課長。

○梶山水道部参事兼経理課長 ただいまの田中委員の御質問にお答えいたします。

令和2年度におきます純利益8億8,139万9,791円、これにつきまして、前年度と前年度の純利益であります未処分利益剰余金を比較しますと、前年度比5億3,023万9,549円の増となっております。

委員御指摘のとおり、料金改定の部分に伴いまして、料金収入が増えた部分が当然にその影響を与えている部分もございます。また、ここの部分につきましては、事業費の執行状況によっても、多少影響がありますので、単純に水道料金が改定になったからといってその分が上がっているだけというもの、ちょっと難しい部分があるかとは思っております。

○鈴木委員長 田中委員。

○田中委員 令和元年12月定例会で、令和2年度からの料金改定条例案が出た際にも、いろいろ議論があったわけですが、そもそもこの当年度純利益の推移を見ても、別に赤字になっていないといえますか、例年約5億円、令和元年度は少し少ないですけれども、黒字がずっと出てきているわけですね。その中で、値上げが果たして必要なのかということでした。

令和2年度は、約8億8,000万円の大幅な黒字ということで、値上げが必要なかった上に、値上げし過ぎたんじゃないかというふうに私は思っているんですが、その点についてぜひもう一度聞きたいんですが。

その料金改定率というのは、平均が11%ですけれども、これ、あくまで平均でありまして、当時の執行部の資料を見ますと、月2万立米使うような大口の場合は大体7%とか、6%とかで低いんですよ。多くの市民が該当する月8立米の場合は、口径20ミリメートルで16%とか、25ミリメートルですと16.8%、17%近いんですね、ということで、つまり多くの市民のほうは値上げ率が高かったと。加えて、後でやりますけれども、消費税の2%分も加わったので、あわせると20%増しという人もいたんじゃないかなというふうにも思うんですよ。

ですから、そういうことを考えますと、果たして値上げは妥当だったのかというところ、私は今もって疑問なんです、その点も見解をお聞かせいただけますか。

○鈴木委員長 梶山課長。

○梶山水道部参事兼経理課長 ただいまの田中委員の御質問にお答えをいたします。

まず、料金改定が必要ではなかったのではないかという、今年度、未処分利益剰余金が8億円以上あるということでの御質問だったと思います。

先ほど出ました水道事業経営戦略というものを令和元年度に策定をしております。その中の財政計画にお

きまして、これまでの料金体系で申しますと、令和2年度には赤字になってしまうというような見込みがございました。これは、水道の使用料の減というものが影響を及ぼしていること、それと、アセットマネジメントに基づきます更新計画、これによってきちんと施設整備をしていかなくちゃならないんだと、その財源を確保しなくちゃいけないんだということで、料金改定が必要になるというような御説明を12月定例会において水道部としてしたところでございます。

今回、純利益等が令和元年度においても約3億5,000万円あるというような話でございますが、私どもとしては、その予算を立てた際に100%の執行、要するに繰越しがなく、予算どおりに料金が入って100%執行しなさい、こういった場合のことを想定して、予算のほうを計上していますので、そういった場合には赤字になってしまう。残念ながら一部、事業のほう繰り越すというような部分で、未執行等もございますので、数字的にはこういった部分が出てきてしまっているのかなと思っております。

次に、料金改定の際の通増問題につきましては、水道料金をこれからどういうふうに徴収していくんだと、水道料金をお預かりするには、こういった形で御負担をいただければいいのかということで、私どものほうでも検討をしております。

水道事業におきましては固定費の部分、施設の更新ですとか、維持管理に係る部分と、変動費と申しまして、水生産に係るものがございます。こういった中で、水道料金の部分で固定費が、今まで御負担をいただいている部分が少なかったもので、どうしても変動費に頼っていたと。これは、固定費は固定費の部分、基本料金というような形で求めるべきであろうというような形で、日本水道協会のほうでも、料金の算定、会計の際の指針等で示されておりまして、そういったものに倣いながら、あまり急激な変化を及ぼしますと、市民の皆様は料金の部分の影響が大きいので、少しずつ望ましい方向へ進んでいこうというような形で、料金の改定に当たりましては通増度の部分ですとか、負担区分とか、そういったものを私どものほうで算定をさせていただいて、料金の改定をさせていただいているということで、今回につきましても、そういったものを踏まえた料金改定を行ったところでございます。

○鈴木委員長 田中委員。

○田中委員 随分丁寧な答弁をいただいたんですけども、後でやろうと思ったこともお答えいただいた感じなんです。それで、私の試算では、一般家庭で年間4,500円から1万円ぐらい、個人商店だと3万円、中小企業、医療機関、もちろん規模にもよりますが、福祉施設などでは年50万円から150万円ぐらい値上げになったケースもあるんじゃないかなと。さっきおっしゃった5億円の中には、そういうものが含まれていると思うんですね。水道はもちろん使わないわけにはいきませんので、まして今、コロナ禍で生活苦が広がっていると。年金は減っていたり、医療や介護の負担は増えているという状況の中で、値上げするかという市民感情は当然あると思うんですよ。

先ほど御説明があったように、今回5億円ですね。5年間で24億7,000万円、歳入増を見込むという話に加えて、これ、将来の話ですけれども5年後、令和7年度、さらに15.8%上げて、令和12年度、2030年度ですけれども、10.2%に値上げするんだと、こういう戦略をお持ちですよ。そのことに今乗っかっているわけですが、本当にこれ、やるんですかと。これ、令和2年の5月に発行された経営戦略なので、当該年度で関連があるので、お聞きしているんですけども、ライフラインとして、あるいは市民

生活の今の現況から見て、やっぱり私は見直すべきじゃないかと、値上げしたこと自体撤回すべきじゃないかというふうに思うんですけども、もう一度その点、見解をお聞きしたいと思います。

○鈴木委員長 梶山課長。

○梶山水道部参事兼経理課長 ただいまの田中委員の御質問にお答えいたします。

ただいまの値上げが今後予定されているのではないかというような御質問につきましては、経営戦略上に記載の部分でございます。経営戦略につきましては、今後15年間の事業費を見込むというような形で、計画のほうを立ててございます。今回の計画に当たりまして、アセットマネジメントを活用しまして、管の状況ですとか、施設の状況を細かく見ながら、長く使えるものについては、延命化しようというような形で考えてはございますが、今後もそういったものはローリングしながら、できるだけ市民負担の少ないような形で、当然私どもも値上げありきでやっているものではございませんが、かかる費用については、できるだけ削減をしながら、ある施設についてはできるだけ使うというような形で、市民負担の少ないような形で、水道事業を適切に行っていくたいということは考えてございますので、料金改定ありきと言われてしまうと、ちょっとなかなか難しい部分がございます。

一応15年間先のことまで見越した計画ですので、財源的な部分については、水道の配水量、水道使用収益によって大きく影響を受けますので、これ以上下がらないで使っていただければ、そういった料金を改定する必要はないと思っております。

○鈴木委員長 田中委員。

○田中委員 先ほど課長さんがお答えになった関連は後でやろうと思ったんですけども、7番の基本水量と給水件数に係る御答弁でもあったので、ちょっと今やっちゃいますが、請求資料の19ページに頂いています。

基本料金のみが家庭が、令和元年度と比べて、令和2年度では減っているんですが、これは8立米から6立米に基本料金の対象世帯を変更したということが関連しているのかと思うんですけども、そういうことでいいのかということと、それから、先ほど答弁があった市の考え方としては、つまり、私どもは全く使っていない人がいると思うんですね、契約はしているけれどもゼロ立米の人。そうすると、料金はかかるんですけども、それはどれぐらいいるのか、まず、お聞きしたいと思います。

○鈴木委員長 梶山課長。

○梶山水道部参事兼経理課長 ただいまの田中委員の御質問にお答えいたします。

まず最初に、請求資料の19ページにございます給水件数の内訳の中で、一般家庭の基本料金のみという欄がございます。この令和元年度と2年度の件数が減っているという部分についての説明につきましては、委員のおっしゃるとおり、基本水量が8立方メートルから6立方メートルに今回の料金改定で変更してございますので、その部分でもって対象となる件数が減っているというのが現状でございます。

次に、この基本水量のみの件数の中で、ゼロ立方メートルの件数はどれぐらいあるのかというような御質問だったかと思えます。令和2年度におきましては6,121件でございます。

○鈴木委員長 田中委員。

○田中委員 以前は10立米だったのが8立米になり、6立米に減ってきたんですね。それは、節水しても

あまり料金を反映しないのはおかしいということだとか、一人暮らしの世帯にしては多過ぎるとか、いろいろ理由もあって下がってきたのはいいんですけども、ただ値上げしてしまっただけでは意味がないということがあると思うんですが、先ほどの考え方をおっしゃった今後の将来の話で、基本料金と従量料金の割合を、従量を下げて、基本料金を上げるという方向性をおっしゃったんだと思うんですが、そうしますと、結局のところ、そこが上がってしまえば、多くの方はメリットがないといえますか、そういうことになっちゃうんじゃないですかと。

ゼロ立米の場合は、つなげばすぐ水が出るというインフラ整備のコストとして考えるという考え方も当然あると思うんですけども、しかし、全然使っていないのに、お金だけ払うというもの理不尽な気もするんですけども、その考え方、徐々に基本料金と従量料金の割合を見直すとおっしゃいますが、それはつまり基本料金が上がっていくという方向性のように私は受け取ったんですけども、そういうことはすべきではないんじゃないかと思えますし、また、全く使わない人に対する対応についても何か考える必要があるんじゃないかと思うんですが、再度、その点いかがかお聞かせください。

○鈴木委員長 梶山課長。

○梶山水道部参事兼経理課長 ただいまの田中委員の御質問にお答えいたします。

基本料金と従量料金の負担区分につきましては、毎回の料金改定があるとするならば、その料金改定を行うに当たって、市議会議員さんのほうに、御意見等を伺いながら、決めておりますので、委員会のほうに諮って、委員さんの声を反映させながら、対応していきたいと考えております。

○鈴木委員長 田中委員。

○田中委員 一人暮らしの方だとか、要するに小さい世帯ほど負担率が高いという方法はやっぱりやるべきではないという意見を申し上げておきます。

もう一つ、市民負担に関わることで通告は2番になってはいますが、消費税の関係をちょっと聞きたいと思っております、請求資料の17ページです。

令和元年10月から消費税が8%から10%に変わりましたが、令和2年度は通年で初めて10%になった年ではありますが、市民負担への影響はどうなっているのかお聞かせください。

○鈴木委員長 梶山課長。

○梶山水道部参事兼経理課長 ただいまの田中委員の御質問にお答えいたします。

田中委員御指摘のとおり、消費税の部分につきましては、令和元年度の途中に消費税の改定がございましたので、単純に元年度の消費税額と2年度の消費税額を比較するのはちょっと2%の兼ね合いがありますので、難しいのかなというふうに考えております。

また、消費税につきましては、お支払いをしていただいた金額に比例して、課税されるものでございますので、使用している使用水量とも同じでないと、単純には比較はできないのかなとは思っております。

しかしながら、今回提出していた資料では、元年度の決算と2年度の決算におきまして、単純な水道料金だけの消費税の影響額というのはないんですが、提出している資料17ページ①の欄に、水道料金と加入料金の10%の市民の方から頂いた金額が載っております。元年度もこれと同じような形で計算してございまして、水道料金、加入金あわせますと1億800万円弱の値上がりにはなっているのが現状でございます。

○鈴木委員長 田中委員。

○田中委員 先ほど水道料金の本体のほうの料金改定の影響が約5億円ということで、消費税はプラス1億円ということになると、約6億円の負担が増えたということが言えると思うんですね。それはやはり現下の厳しい経済情勢にとっては冷たいやり方ではないかということは意見として申し上げておきます。

通告の5番と6番ですが、茨城県中央広域水道用水供給事業関連をお聞きします。

追加資料を頂いておりまして、14ページになりますが、水戸市の施設能力などの資料を頂きました。

これ、ここの根拠として、水戸市の水利権というものが、那珂川からどれだけ水をくみ上げていいかということもその背景にあると思うんで、それとあわせて御説明をお願いしたいと思います。

○鈴木委員長 関谷課長。

○関谷水道部参事兼水道総務課長 ただいまの御質問にお答えをいたします。

資料14ページの施設能力というところで改めまして御説明をいたしますと、まず、現況施設能力については、開江、楮川、あわせまして13万750立方メートルになりまして、そこに県中央広域水道のほうから受水をしております。これは、契約水量になりますが、4,742立方メートルを加えまして、合計で13万5,492立方メートルとなっております。

その隣の総配水量につきましては、これは年間総配水量ということで、3つ合計をいたしまして、3,237万1,111立方メートルとなるわけでございますが、先ほど水利権のほうの御質問もございまして、この資料のほうには記載はしてございませんけれども、水利権につきましては、現在、1日当たり日量で13万7,100トンということになっております。状況としましては、開江浄水場のほうが6万8,300立方メートルで、楮川のほうが6万8,800立方メートルとなっております。

○鈴木委員長 田中委員、あと約30分弱になりました。

○田中委員 あわせて令和2年度に実際に受水した量と料金について、15ページに資料があると思うんですね。内原地区と常澄地区、その状況、令和2年度まで支払った受水費についても説明をお願いします。

○鈴木委員長 関谷課長。

○関谷水道部参事兼水道総務課長 お答えをいたします。

15ページの資料の上段の表になります。

令和2年度のところを御覧いただきますと、初めに、受水量につきましては、常澄配水池と内原配水池、その合計ということで21万7,500立方メートルでございます。また、その隣にございます数字、これが基本料金ということになります。基本料金につきましては、ここに記載のとおり、1億1,494万6,080円となっております。その右隣、こちらが使用料金、実際に使った料金になりますが、こちらが1,413万7,500円で、この基本料金と使用料金をあわせまして合計1億2,908万3,580円が給水費となっております。

○鈴木委員長 田中委員。

○田中委員 今2つの資料、御説明いただいたんですが、私ども繰り返し申し上げてきたのは、14ページの資料で、現況施設能力、下から3段目、小計というところが13万750万トンです。県受水を除いて、1日最大配水量が9万5,760トンですので、その差がどれぐらいあるかということ3万4,990トンあり

ます。これを1日最大配水量の1人当たりの使用水量で割り返しますと、大体9万5,500人ぐらい、つまり、水戸市の自前のものでそれぐらいの余裕があるという計算が成り立つんですね。

今、15ページの基本料金、使用料金の御説明があった令和2年度の、見れば分かりますように合計約1億3,000万円のうち、約1億1,400万円、90%は基本料金ということなんですよ。果たしてこれが必要かということはずっと言ってきたんですけれども、この点で、昨年のこの委員会、私はいませんでしたけれども、今の県の水道料金が高いということで、水戸市の企業会計の採算性を損なっているということで、議会で意見書を全会一致で可決をしたという経過があります。市水道部も十分御承知のことと思うんですが。

つまり、高いよという認識はあるのかということと、令和2年度にそういう議会の働きかけもあったわけで、県に対して、何らかのアクションはしたのか、しないのか、その点をお聞かせいただきたいと思います。

○鈴木委員長 関谷課長。

○関谷水道部参事兼水道総務課長 ただいまの御質問にお答えをいたします。

昨年、議会のほうから県のほうに対して意見書ということで、御提出をいただいております。

その件について、現時点なんですけれども、特に、県のほうから回答というものは直接ございませんが、県の中央広域水道建設促進協議会、こちらにおきましては、県内にあります各広域水道用水供給事業間の料金格差があるということを認識しておりますので、昨年は10月に、こちらは高橋市長が会長を務めておりますが、その促進協議会のほうから、知事宛てに各用水供給事業間の料金緩和策というようなことで要望を行っております。

○鈴木委員長 田中委員。

○田中委員 県は一向に耳を貸さないですよ。逆に言うと、霞ヶ浦導水が完成の暁にはもっと頂きますよと、つまり値上げしますよということも言いかねないような状況で、私は、水戸市の余裕状況から見ますと、早く契約を解除して、毎年1億3,000万円、今後も続きますと累計40億円の大台を超えるという、そういう出費をしている場合じゃないんじゃないかというふうに思います。給水人口も減ったり、先ほど来、議論がある鉛製給水管だとか、老朽施設の更新だとか、やることはいっぱいありますので、県にそういうお金を払っている場合ではないということをおし上げておきたいと思います。

それで、もう一つあるんですが、この企業債の償還は、すみません、割愛をさせていただきます。

下水道事業会計にいきたいと思います。

まず最初に、下水道使用料及び消費税についてということで、請求資料の9ページに頂いておりますので、一番上の段、これも先ほどと同じく消費税が10%になって、通年になって初めての年度ということもありますので、その市民負担がどうなっているのか、お聞かせください。

○鈴木委員長 鬼澤課長。

○鬼澤下水道管理課長 ただいまの田中委員からの御質問にお答えいたします。

請求資料の9ページの一番上の表にございますとおり、令和2年度の現年度分の下水道使用料調定額が一番右側にございますとおり35億7,898万7,237円でありまして、このうち、消費税の額は3億2,509万8,365円となっております。

○鈴木委員長 田中委員。

○田中委員 下水道料金は、この年度は改定されていないんですけれども、消費税の転嫁はしてしまったわけですが、同じように、コロナ禍で生活苦が広がる中でありますので、この公共料金への消費税転嫁はすべきではなかったのではないかというふうに思うんですが、見解をお聞かせください。

○鈴木委員長 鬼澤課長。

○鬼澤下水道管理課長 ただいまの田中委員の御質問にお答えいたします。

下水道使用料につきましては、課税売上げでございますことから、下水道使用料に係る消費税は国への納付が義務づけられております。下水道事業の健全経営を保つために、下水道使用料に係る消費税についても使用者の皆様にご負担いただく必要がございます。

また、下水道使用料へ消費税を転嫁しない場合、下水道使用料に係る消費税の納税に際して、一般会計からの繰入金による補填が必要となりますが、これは公営企業の基本原則であります独立採算制や使用料の原則であります受益者が負担すべき経費の回収にもそぐわないものだと考えてございます。

○鈴木委員長 田中委員。

○田中委員 次の質問が一般会計の繰入額、まさに今の答弁と関係するんですが、請求資料6ページにあって、昨日も議論があって、令和元年度と比べ、令和2年度は8,700万円減っていますということでした。

公債費縮減が理由という説明がありましたけれども、先ほどの説明では、消費税の負担増分を大体4,500万円ですので、やればできたんじゃないかと思うわけですね。この一般会計の繰入額の推移ですけれども、ずっと減っているわけですけれども、そういった社会状況だとか、市民生活の実態を考えた判断というのは全くないのでしょうか。公債費縮減がされれば、それはそれでいいことですが、応じて減っちゃうという、そういうものなんですか、考え方も含めてお聞かせください。

○鈴木委員長 鬼澤課長。

○鬼澤下水道管理課長 ただいまの田中委員からの一般会計繰入金についての御質問にお答えいたします。

請求資料の6ページの上から2番目の表なんですけれども、一般会計繰入金の5年間の推移を示してございますが、昨日御答弁させていただきましたように、公債費の縮減に伴って一般会計繰入金は減少してきているところでございまして、一般会計繰入金につきましては、令和2年度におきましても、49億7,300万円ということで、多額の繰入金を一般会計から頂いて、下水道使用料の不足を補っているところなんですけれども、このことにつきましては、ほかの一般行政経費に大きく影響を与えているものでございますので、受益者負担の適正化を図りまして、繰入金の削減に取り組んでいかなければならないと考えてございます。

○鈴木委員長 田中委員。

○田中委員 ほかの経費を圧迫するといつもおっしゃるんですが、請求資料1ページにあるように、普及率はもうほぼ8割まで来ているわけですね。市全体にとっても、市民生活にとっても重要な基本的なインフラというふうに考えれば、一般会計を入れることに反対する方がいるのかなというふうに私は思っております。

道路だとか学校だとか似たようなインフラというふうな捉え方だってできるんじゃないかなと思うので、そこは見解の相違ですので、意見として申し上げておきます。

もう一つ、受益者負担金の問題を通告させていただいていますが、これも請求資料9ページにありますけれども、滞納処分とか収納の状況を聞きたいと思っております。御説明いただけますか。

○鈴木委員長 鬼澤課長。

○鬼澤下水道管理課長 ただいまの田中委員からの下水道事業受益者負担金についての御質問にお答えいたします。

請求資料の9ページの中段の真ん中の表が受益者負担金の収納及び不納欠損についての過去5年間の推移を表してございますが、その一番右側が令和2年度になっておりまして、現年度、過年度分の調定額、一番上、調定額の合計が1億667万7,275円、収入済額が9,790万3,875円でございます、収納率が91.8%で、令和元年度と比べまして1.8%向上しているところでございます。不納欠損が81万9,430円で、収入未済額が795万3,970円となっているところでございます。

一番下の表が受益者負担金への滞納処分の状況を示してございまして、令和2年度につきましては、一番右側でございますとおり、差押えを3件、交付要求1件、滞納処分の執行停止を3件執行しているところでございます。

○鈴木委員長 田中委員。

○田中委員 区域に入って管が来た場合には発生するわけですが、家庭によっては非常に敷地等の関係で多額になったりとか、すぐ払えないとか、いろいろな状況があると思うんですよね。なおかつ、基本的にはこちらはつないでいただくお客さんを相手にしているわけで、そういう場合に差押えとかという対応が果たして適切なのかなという素朴な疑問があるんですけども、何か基準、考え方があるのか、あまりそういうふうにはしないほうがいいんじゃないかという立場からお聞きしたいんですが、もう一度お願いします。

○鈴木委員長 鬼澤課長。

○鬼澤下水道管理課長 ただいまの田中委員の御質問にお答えいたします。

受益者負担金につきましては、下水道が供用開始となった区域につきまして、皆様に一律にお願いしているものでございまして、中には、財産がありながら納付しない方を放置することは、納付期限までに納付されている多くの方の不公平感を生みまして、行政の信頼を損ないますので、今後におきましても、公平性の確保と下水道事業会計の安定のために法令にのっとった滞納整理を進めていきたいと考えてございます。

ですが、個別の事情がある場合には、納付相談等も行いまして、生活状況や収入状況の聞き取りや財産調査などを行いまして、必要に応じて分納の対応などもさせていただいているところでございます。

○鈴木委員長 田中委員。

○田中委員 中には本当に大きな額になるケースもあるわけですので、丁寧な対応をしていただきたいと思います。

次の質問は、企業債の償還ですけども、資料は11ページにいただいております。0.00何がしという1%未満の金利のものが最近は普通になっておりますが、いまだ3%以上の高いものも残っているようです。それぞれこの表に基づいてどういう状況で、どういう理由でこれが残っているのか、説明をお願いしたいと思えます。

○鈴木委員長 鬼澤課長。

○鬼澤下水道管理課長 ただいまの田中委員からの企業債についての御質問でございますが、請求資料の11ページの下側の表を御覧願います。

こちらの表で、3%以上4%未満が現在23件で、4%以上5%未満が7件、5%以上が3件で、3%以上の高い利率のものは現在33件残ってございまして、こちらの残高が約41億円ということになってございます。

こちらの利率の高いものにつきましては、議案書⑨の一番後ろのほうに企業債の明細書がございまして、この中でも110ページから始まっている表なんですけれども、110ページの平成4年度あたりの古いものにつきまして利率が高いような状況になってございます。

以上でございます。

○鈴木委員長 田中委員。

○田中委員 以前は、国も借換えを認めたりして、低金利に借り換えられたというものもあったと思うんですが、この今おっしゃった最後の126、127ページですと、令和2年度に借りたものは0.004%ということになってはいますが、認めてくれなきゃとは言いませんけれども、仮にやった場合にどれぐらい軽減できるかというのが分かれば教えていただきたいと思っております。

○鈴木委員長 鬼澤課長。

○鬼澤下水道管理課長 ただいまの田中委員の御質問にお答えいたします。

直近の0.004%は利率見直し変動方式ですので、仮に固定金利の0.27%で4%以上のものを借り換えた場合、利子の削減額は年間で約3,900万円、償還終了までの総額では約1億3,800万円削減できる計算になります。ただし、実際に借換えを今行おうとしますと、繰上償還に係る補償金の支払いが必要となりますので、借換え前の利子総額と比べて、現在のところ、経費的なメリットはない状況でございます。

○鈴木委員長 田中委員。

○田中委員 市長会とかいろんな地方団体も求めていると思うんですが、これ、やる気配はないんでしょうか、求めてほしいと思うんですけれども。その状況だけお聞かせください。

○鈴木委員長 鬼澤課長。

○鬼澤下水道管理課長 ただいまの田中委員の御質問にお答えいたします。

補償金の免除につきまして、令和2年度におきましても、補償金免除の制度は実施されなかったもので、借換えはできなかったところなんです。昨年度、総務省に確認したところ、国会の決議において、補償金免除繰上償還を実施することは、厳に慎むことというようなお話がございまして、当面実施できないという回答をいただいているところでございますが、下水道財政の健全化のため、国や関係機関に対しまして、日本下水道協会などを通じまして、補償金免除繰上償還の実施について、要望を続けてまいりたいと考えてございます。

○鈴木委員長 田中委員。

○田中委員 国も矛盾しているといえますか、ゼロ金利をずっとやっておきながら、高いものはきちんと頂くというのはおかしいことなので、やはり粘り強く要望してほしいと思っております。

最後ですけれども、請求資料の10ページから11ページに係るものですが、若宮処理場と那珂久慈流域

下水道の処理能力と処理量、負担金等について通告をさせていただきました。

実情は、これ表が出ていますけれども、若宮の水戸市浄化センターはこの1日当たり6万2,800トンの処理能力に対して、ずっと大体5万二、三千トンということになっていると思うんですが、汚水処理量を大体割り返すと、あと2万人分強は余裕はあるのかなというふうにも考えたんですが、そういう理解でよろしいのか。また、那珂久慈浄化センターは徐々に増えてきていますけれども、その理由とか、負担金との関係について御説明をお願いしたいと思います。

○鈴木委員長 渡邊下水道施設管理事務所長。

○渡邊下水道施設管理事務所長 ただいまの田中委員の御質問にお答えいたします。

まず、請求資料の10ページと11ページの水量と負担金額の令和2年度の状況なんですけれども、水戸市浄化センターの処理能力に関しましては、下水道事業そのものは、まず、計画段階におきまして、処理すべき区域等処理場を定めた上で管きょや処理場の計画規模を計画しております。

水戸市浄化センターについても、そもそも設計段階で持つべき区域が決まっております、下水道でいいますと、第1号公共下水道から第4号、内原も含めて構成されております、水戸市浄化センターに関しましては、第1号公共下水道合流地区を含むところの中の汚水を受け持つべき処理場なんですけれども、水戸市浄化センターの処理能力に対する令和2年度の日平均処理量の割合は現在、令和2年度の末で85%ほどなんですけれども、合流地区という、合流式下水道を採用している処理場ということもありまして、雨が降ったりしますと、若干、雨水も汚水管の中に、汚水と一緒に流れ込んできますので、時間の単位とか、日単位で考えますと、田中委員が言われているような計画上の処理能力、計画量に対しまして、それを上回ってくることもありまして、そのような変動要素があります。

それに加えて、下水道の整備の状況、普及率や水洗化率の向上など今後の向上などを考慮いたしますと、一見、今現在は水戸市浄化センターに2割程度の余裕があるように見えますけれども、その辺の状況を踏まえますと、今後の将来の話も含めまして、汚水に関しましては、水戸市浄化センターにそれほど余裕があるということではございません。

また、その次の那珂久慈流域下水道の状況なんですけれども、先ほど言いましたように、公共下水道、第3号公共下水道と言われている桜川の南側に存在しているエリアに関しましては、那珂久慈流域下水道のほうに汚水を幹線を通じて流してございます。そして、その那珂久慈流域下水道の処理能力は1日当たり10万3,950立方メートルなんですけれども、水戸市はその中で、請求資料の10ページの下段の表の令和2年度のところを見ていただきますと、那珂久慈浄化センターの令和2年度の日平均処理水量は2万4,253立方メートルになってございます。もともと那珂久慈流域下水道に流している市町村の団体数が水戸市も含めて10団体ありまして、水戸市の流している汚水量に対する割合というのはおおむね25%程度になってございます。

もともとその25%の計画量に対して、今、この2万4,253立方メートルという数値なんですけれども、おおむね同じような割合率になっておりますので、今の単価の設定も含めまして、それがまだ過大とか過少とかということではなくて、おおむね計画どおりの単価設定に対して、汚水を令和2年度末現在、流している状況でございます。

以上です。

○鈴木委員長 田中委員，あと3分弱です。

○田中委員 状況はよく分かりましたが，11ページに負担金の推移がずっとありまして，単価が立米当たり56.7円とありまして，単純にこれはもうトン数掛けるこの値段で，水道みたいに基本料金が高いんだということはないですよ。それはいいことだと思うんだけど，それにしても，那珂久慈流域下水道，10団体があつて，例えば大規模拡張するというようなことが今後あつた場合には，こちらの料金も上がる可能性もあるのかなというふうに思うんですね。料金改定の計画期間というものもあると思うんで，だから，それがそうならないような関係機関との交渉だとかというのは，それはそれで昨年度もやっているのか，その見通しは何かあるのか，その点だけ，最後お聞かせいただきたいと思います。

○鈴木委員長 渡邊所長。

○渡邊下水道施設管理事務所長 ただいまの田中委員からの御質問にお答えいたします。

令和2年度現在，計画そのものといいますのは，もともと平成28年度に，那珂久慈流域下水道整備推進協議会と言われている協議会で，10構成団体が平成28年度時点で平成29年度から令和3年度までの5か年の10構成団体分の計画汚水量とか，民家の汚水量とかを持ち寄りまして，単価設定が公平になるように設定をいたした金額に対して，今回に関しましては使用単価が1立米当たり56.7円，税抜きということになっていますけれども，おおむね5か年ごとに見直していきますので，まさに今年度，令和3年度が令和4年度から先の新たな単価設定の協議に入っていくところでございます。

○鈴木委員長 田中委員。

○田中委員 ちょっと決算なんで，将来の話はあまりできないと思うんですけども，下水道会計を圧迫しますので，値上げにならないように，関係団体と協力しながら，県とも交渉してもらいたいという意見を述べて終わりたいと思います。

○鈴木委員長 それでは，田中委員の通告に関連する質疑があれば，発言を願います。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 以上で田中委員の通告に関する質疑を終わらせていただきます。

それでは，以上をもちまして，当委員会に付託されました認定第2号の質疑は全て終了しました。

それでは，本日の委員会はこの程度をもって散会したいと思います。

なお，次回の委員会は，24日金曜日，午前10時から開会したいと思いますので，よろしく願いいたします。

以上をもちまして本日の委員会を散会いたします。

御苦労さまでした。

午前11時47分 散会